

Radiata Increase



FP3 級 実技 個人資産相談業務 過去問解説 2024 年 1 月

《本教材について》

・本PDFは閲覧・ダウンロードは可能ですが、掲載してある内容を無断複写・無断転載は禁止します。

・解説動画は、ラジアータインクリース[過去問解説]ページからYouTube動画をご覧ください。

《最短最速合格ガイドについて》

・FP試験教材『最短最速合格ガイド』は、毎回試験に出ている問題をまとめスピード合格するための教材です。

・『最短最速合格ガイド』の詳細は下記のページからご覧ください。

<https://www.radiata-increase.com/shop>



解答にあたっての注意

- 1.試験問題については、特に指示のない限り、2023年10月1日現在施行の法令等に基づいて解答してください。なお、東日本大震災の被災者等に対する各種特例等については考慮しないものとします。
- 2.問題は、【第1問】から【第5問】まであります。
- 3.各問の問題番号は、通し番号になっており、《問1》から《問15》までとなっています。
- 4.解答にあたっては、各設例および各問に記載された条件・指示に従うものとし、それ以外については考慮しないものとします。
- 5.各問について答を1つ選び、その番号を解答用紙にマークしてください。

【第1問】 次の設例に基づいて、下記の各問《問1》~《問3》に答えなさい。

《設 例》

Aさん（45歳）は、X株式会社を2020年3月末日に退職し、個人事業主として独立した。独立から3年以上が経過した現在、収入は安定している。

Aさんは、最近、公的年金制度について理解したうえで、老後の収入を増やすことができる各種制度を利用したいと考えている。

そこで、Aさんは、ファイナンシャル・プランナーのMさんに相談することにした。

〈Aさんに関する資料〉

(1) 生年月日 : 1978年9月3日

(2) 公的年金の加入歴 : 下図のとおり（60歳までの見込みを含む）

20歳	22歳	41歳	60歳
国民年金 保険料未納期間 (31月)	厚生年金保険 被保険者期間 (228月)	国民年金 保険料納付済期間 (221月)	

※Aさんは、現在および将来においても、公的年金制度における障害等級に該当する障害の状態にないものとする。

※上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問1》はじめに、Mさんは、《設例》の〈Aさんに関する資料〉に基づき、Aさんが老齢基礎年金の受給を65歳から開始した場合の年金額を試算した。Mさんが試算した老齢基礎年金の年金額の計算式として、次のうち最も適切なものはどれか。なお、老齢基礎年金の年金額は、2023年度価額に基づいて計算するものとする。

1) $795,000\text{円} \times \frac{221\text{月}}{480\text{月}}$

2) $795,000\text{円} \times \frac{449\text{月}}{480\text{月}}$

3) $795,000\text{円} \times \frac{480\text{月}}{480\text{月}}$

【答え】

『老齢基礎年金の年金額の計算式』

老齢基礎年金の満額×保険料納付済期間/480月

・2023年度の老齢基礎年金の満額は、795,000円です。

・老齢基礎年金の支給額に反映される期間は、20歳以上60歳未満の加入期間となります。

また、厚生年金保険の被保険者期間は保険料納付期間に算入されますが、国民年金の未加入期間と未納期間は、保険料納付済月数に算入されません。

●本問の場合(Aさん)

20歳	22歳	41歳	60歳
国民年金 保険料未納期間 (31月)	厚生年金保険 被保険者期間 (228月)	国民年金 保険料納付済期間 (221月)	

・Aさんは20歳から22歳までの31月は未納となっていますのでカウントされません。

Aさんの老齢基礎年金の保険料納付済期間は、480月-31月=449月となります。

[Aさんの老齢基礎年金の計算式]

795,000円×449月/480月=743,656.25円

したがって正解は、2

《問2》 次に、Mさんは、小規模企業共済制度について説明した。Mさんが、Aさんに対して説明した以下の文章の空欄①~③に入る語句の組合せとして、次のうち最も適切なものはどれか。

「小規模企業共済制度は、個人事業主が廃業等した場合に必要な資金を準備しておくための制度です。毎月の掛金は、1,000円から(①)までの範囲内(500円単位)で選択でき、支払った掛金は(②)の対象となります。共済金(死亡事由以外)の受取方法には『一括受取り』『分割受取り』『一括受取りと分割受取りの併用』があり、『一括受取り』の共済金は、(③)として所得税の課税対象となります」

- | | | |
|--------------|--------|--------|
| 1) ① 68,000円 | ② 所得控除 | ③ 一時所得 |
| 2) ① 70,000円 | ② 所得控除 | ③ 退職所得 |
| 3) ① 70,000円 | ② 税額控除 | ③ 一時所得 |

【答え】

[小規模企業共済制度]

経営者の退職金制度といわれ、小規模企業の個人事業主又は会社等の役員が事業を廃止し退職した場合に、積み立てた掛金に応じた共済金を受け取ることができる、国の制度です。

●掛金

月額1,000円～70,000円までの範囲内で選べます。

掛金は、小規模企業共済等掛金控除として、全額所得控除です。

●共済金

一時金受取→退職所得(退職所得控除の適用)

年金受取→雑所得(公的年金等控除の適用)

したがって正解は、2

《問3》最後に、Mさんは、老後の年金収入を増やすことができる各種制度について説明した。MさんのAさんに対する説明として、次のうち最も不適切なものはどれか。

1)「確定拠出年金の個人型年金は、加入者自身が掛金の運用方法を選択し、資産を形成する年金制度です。将来受け取ることができる年金額は、運用実績により増減します」

2)「国民年金基金は、国民年金の第1号被保険者の老齢基礎年金に上乗せする年金を支給する任意加入の年金制度です。加入は口数制となっており、1口目は2種類の終身年金(A型・B型)のいずれかを選択します」

3)「国民年金の付加年金は、月額200円の付加保険料を納付することにより、老齢基礎年金と併せて受給することができる年金です。なお、国民年金基金に加入している間は、付加保険料を納付することができません」

【答え】

1)適切

確定拠出年金の個人型は、加入者が掛金を出して、自ら金融商品を選び運用を行い、国民年金や厚生年金保険などの公的年金に上乗せする制度です。

本問の通り、将来受け取ることができる年金額は、運用実績により増減します。

2)適切

国民年金基金は、厚生年金保険のない、自営業者等の生活費の不足分を補うため、年金額を増やす制度です。

加入は口数制で、1口目は終身年金(A型・B型)、2口目以降は、終身年金又は確定年金から選択します。

3)不適切

付加年金は、年金の第1号被保険者等が任意で、公的年金の保険料に付加保険料をプラスして納付することで、老齢基礎年金に付加年金が上乗せされます。

付加保険料(払う)は、400円

付加保険料額(もらう)は、200円×付加保険料納付済月数

本問では付加保険料200円と説明していますが、400円が正しいです。

したがって正解は、3

【第2問】 次の設例に基づいて、下記の各問《問4》～《問6》に答えなさい。

《設 例》

会社員のAさん（29歳）は、将来に向けた資産形成のため、株式や債券による運用を始めたいと考えている。

そこで、Aさんは、ファイナンシャル・プランナーのMさんに相談することにした。Mさんは、Aさんに対して、X社株式（東京証券取引所プライム市場上場銘柄）および国内の大手企業が発行しているY社債（特定公社債）を例として、説明を行うことにした。

〈X社に関する資料〉

総資産	1,000億円
自己資本（純資産）	600億円
当期純利益	60億円
年間配当金総額	15億円
発行済株式数	5,000万株
株価	1,500円

〈Y社債に関する資料〉

- ・発行会社 : 国内の大手企業
- ・購入価格 : 103円（額面100円当たり）
- ・表面利率 : 1.2%
- ・利払日 : 年2回
- ・残存期間 : 5年
- ・償還価格 : 100円（額面100円当たり）
- ・格付 : BBB

※上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問4》 Mさんは、〈X社に関する資料〉から算出されるX社株式の投資指標について説明した。MさんのAさんに対する説明として、次のうち最も不適切なものはどれか。

1) 「株価の相対的な割高・割安の度合いを判断する指標として、PERやPBRがあります。X社株式のPERは12.5倍、PBRは1.25倍です」

2) 「会社の収益性や経営効率を測る指標として、ROEがあります。X社のROEは10%です。一般に、ROEが高い会社ほど、資本の効率的な活用がなされていると判断する ことができます」

3) 「株価に対する1株当たりの年間配当金の割合を示す指標を配当性向といいます。X社株式の配当性向は25%です」

〈X社に関する資料〉

総資産	1,000億円
自己資本（純資産）	600億円
当期純利益	60億円
年間配当金総額	15億円
発行済株式数	5,000万株
株価	1,500円

【答え】

1)適切

●株価収益率(PER)

株価が1株当たり純利益の何倍になっているかを表した指標です。

$PER(\text{倍}) = \text{株価} \div 1\text{株当たり当期純利益}(EPS)$

$EPS(1\text{株当たり当期純利益}) = \text{当期純利益} \div \text{発行済株式数}$

●PBR(株価純資産倍率)

株価が1株当たりの純資産の何倍になっているかを表した指標です。

$PBR(\text{倍}) = \text{株価} \div 1\text{株当たり純資産}(BPS)$

$BPS(1\text{株当たり純資産}) = \text{純資産} \div \text{発行済株式数}$

[本問の場合]

$PER(\text{倍}) : 1,500\text{円} \div (60\text{億円} \div 0.5\text{億円}) = 12.5\text{倍}$

$PBR(\text{倍}) : 1,500\text{円} \div (600\text{億円} \div 0.5\text{億円}) = 1.25\text{倍}$

2)適切

●自己資本利益率(ROE)

自己資本(純資産)に対して、どれだけ利益を上げたのかを表した指標でROEが高いほど、効率よく利益を上げていることになります。

$$\text{ROE(\%)} = \text{当期純利益} \div \text{自己資本(純資産)} \times 100$$

[本問の場合]

$$60\text{億円} \div 600\text{億円} \times 100 = 10\%$$

3)不適切

●配当性向

会社の純利益に対して、どれくらい株主に配当したのかを示す指標です。

$$\text{配当性向} = \text{配当金総額} \div \text{当期純利益} \times 100$$

[本問の場合]

$$15\text{億円} \div 60\text{億円} \times 100 = 25\%$$

配当性向が25%というのは正しいですが、
本問の説明では、「株価に対する1株当たりの年間配当金の割合を示す指標を配当性向といいます。」と説明していますが、正しくは配当性向ではなく、配当利回りです。

●配当利回り

株価に対し1年間でどれだけの配当を受けることができるかを示した数値で、
株価に対して何%の配当を出しているかを示します。

$$\text{配当利回り} = 1\text{株あたり年間配当金} \div \text{株価} \times 100$$

したがって正解は、3

《問5》 Mさんは、Y社債に投資する場合の留意点等について説明した。MさんのAさんに対する説明として、次のうち最も適切なものはどれか。

- 1) 「一般に、BBB(トリプルビー)格相当以下の格付は、投機的格付と呼ばれています。Y社債は、投資適格債に比べて信用度は劣りますが、相対的に高い利回りを期待することができます」
- 2) 「毎年受け取る利子は、購入価格に表面利率を乗じることで求められます。表面利率は、発行時の金利水準や発行会社の信用力などに応じて決められます」
- 3) 「Y社債の利子は、原則として、支払時に所得税および復興特別所得税と住民税の合計で20.315%相当額が源泉徴収等され、申告分離課税の対象となりますが、確定申告不要制度を選択することもできます」

【答え】

1)不適切

債券の格付けでは、投機的格付(投資不適格)はBB(ダブルビー)以下です。

投資適格	AAA	低い(安全)	高い	低い
	AA	↑	↑	↑
	A			
	BBB			
投資不適格	BB	信用リスク	債券価格	利回り
	B	↓	↓	↓
	CCC			
	CC			
	C			
	D	高い(危険)	低い	高い

2)不適切

債券の表面利率(クーポンレート)は、

債券の額面金額に対して毎年支払われる利息の割合となります。

※額面金額とは、売買する際の最低単位のこと。

本問では、購入価格と説明されていますが、額面金額が適切となります。

3)適切

特定公社債(国債・地方債など)の利子は、利子所得として 20.315%が源泉徴収され、申告分離課税の対象となり、確定申告不要制度を選択することができます

したがって正解は、3

《問6》 Y社債を〈Y社債に関する資料〉の条件で購入した場合の最終利回り（年率・単利）は、次のうちどれか。なお、計算にあたっては税金や手数料等を考慮せず、答は%表示における小数点以下第3位を四捨五入している。

- 1) 0.58%
- 2) 0.60%
- 3) 1.17%

【答え】

最終利回り

すでに発行されている債券を購入し、償還期限まで保有した場合の利回り

[最終利回りの計算式]

$$\frac{\text{表面利率} + \frac{\text{額面(100円)} - \text{購入価格}}{\text{残存年数}}}{\text{購入価格}} \times 100$$

$$\{1.2 + (100 - 103)/5\} / 103 \times 100 = 0.582\ldots$$

(小数点以下第3位四捨五入) = 0.58%

したがって正解は、1

【第3問】 次の設例に基づいて、下記の各問《問7》~《問9》に答えなさい。

-----《設 例》-----

会社員のAさんは、妻Bさん、長男Cさんおよび長女Dさんとの4人家族である。
2023年5月に20歳になった長男Cさんの国民年金保険料は、Aさんが毎月支払っている。

〈Aさんとその家族に関する資料〉

Aさん (45歳) : 会社員

妻Bさん (44歳) : パートタイマー。2023年中に、給与収入80万円を得ている。

長男Cさん (20歳) : 大学生。2023年中の収入はない。

長女Dさん (17歳) : 高校生。2023年中の収入はない。

〈Aさんの2023年分の収入等に関する資料〉

(1) 給与収入の金額 : 750万円

(2) 不動産所得の金額 : 30万円

(3) 一時払養老保険（10年満期）の満期保険金

契約年月 : 2013年8月

契約者（＝保険料負担者）・被保険者 : Aさん

死亡保険金受取人 : 妻Bさん

満期保険金受取人 : Aさん

満期保険金額 : 350万円

正味払込保険料 : 330万円

※妻Bさん、長男Cさんおよび長女Dさんは、Aさんと同居し、生計を一にしている。

※Aさんとその家族は、いずれも障害者および特別障害者には該当しない。

※Aさんとその家族の年齢は、いずれも2023年12月31日現在のものである。

※上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問7》 Aさんの2023年分の所得税における総所得金額は、次のうちどれか。

- 1) 595万円
- 2) 605万円
- 3) 615万円

〈資料〉 給与所得控除額

給与収入金額		給与所得控除額
万円超	万円以下	
～	180	収入金額×40%－10万円 (55万円に満たない場合は、55万円)
180	～ 360	収入金額×30%＋8万円
360	～ 660	収入金額×20%＋44万円
660	～ 850	収入金額×10%＋110万円
850	～	195万円

〈Aさんの2023年分の収入等に関する資料〉

- (1) 給与収入の金額 : 750万円
(2) 不動産所得の金額 : 30万円
(3) 一時払養老保険(10年満期)の満期保険金
契約年月 : 2013年8月
契約者(=保険料負担者)・被保険者 : Aさん
死亡保険金受取人 : 妻Bさん
満期保険金受取人 : Aさん
満期保険金額 : 350万円
正味払込保険料 : 330万円

【答え】

総所得金額とは、総合課税の所得を合計し、損益通算した後の金額のこと

●給与所得

給与所得控除=750万円×10%+110万円=185万円

給与所得=750万円-185万円=565万円

●不動産所得

不動産所得は、総合課税ですので、30万円をそのまま総所得金額に算入します。土地取得の負債の利子は損益通算できません、本問ではありませんので考慮しません。

●一時所得

一時所得=収入額-支出額-特別控除50万円

=満期保険金額350万円-正味払込保険料330万円-50万円

=▲30万円→0円

一時所得は、総所得金額に算出する際は、1/2が合算対象となりますが、0円ですので、総所得金額には含みません。

[総所得金額]

給与所得 565万円+不動産所得 30万円=595万円

したがって正解は、1

《問8》 Aさんの2023年分の所得税における所得控除に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

- 1) 「Aさんが適用を受けることができる基礎控除の控除額は、38万円です」
- 2) 「Aさんが適用を受けることができる扶養控除の控除額は、101万円です」
- 3) 「Aさんが適用を受けることができる配偶者控除の控除額は、48万円です」

【答え】

1)不適切

合計所得金額	基礎控除額	
	2019年度分	2020年度以降分
2,400万円以下	38万円	48万円
2,400万円超2,450万円以下		32万円
2,450万円超2,500万円以下		16万円
2,500万円超		0円(基礎控除なし)

所得税の基礎控除は、合計所得金額2,400万円以下は48万円の基礎控除となります。

2)適切

〈Aさんとその家族に関する資料〉

Aさん (45歳) : 会社員

妻Bさん (44歳) : パートタイマー。2023年中に、給与収入80万円を得ている。

長男Cさん (20歳) : 大学生。2023年中の収入はない。

長女Dさん (17歳) : 高校生。2023年中の収入はない。

	対象者	控除額
一般扶養者	扶養家族で16歳以上70歳未満	38万円
特定扶養者	扶養家族で19歳以上23歳未満	63万円
老人扶養者	扶養家族で70歳以上	同居親族→58万円 同居親族以外→48万円

[本問の場合]

長男Cさん(20歳)→63万円

長女Dさん(17歳)→38万円

63万円+38万円=101万円

3)不適切

●配偶者控除

生計を一にする配偶者の合計所得金額が48万円以下で納税者本人の所得が1,000万円以下である場合に適用。

控除を受ける納税者本人の 合計所得金額	控除額	
	一般の控除対象配偶者	老人控除対象配偶者
900万円以下	38万円	48万円
900万円超950万円以下	26万円	32万円
950万円超1,000万円以下	13万円	16万円

[本問の場合]

妻Bさん(44歳)で、合計所得金額は900万円以下ですので、一般の控除対象配偶者として、38万円の控除額となります。

本問では、48万円と説明されていますので、不適切となります。

したがって正解は、2

《問9》 Aさんの2023年分の所得税の課税に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

- 1) 「Aさんが2023年中に支払った長男Cさんの国民年金保険料は、その全額を社会保険料控除として総所得金額等から控除することができます」
- 2) 「Aさんが受け取った一時払養老保険の満期保険金に係る差益は、源泉分離課税の対象となります」
- 3) 「Aさんは、不動産所得の金額が20万円を超えるため、所得税の確定申告をしなければなりません」

【答え】

1)適切

社会保険料控除は、本人だけではなく、生計を一にする配偶者や親族のために支払ったものも控除対象となります。

2)不適切

(3) 一時払養老保険（10年満期）の満期保険金

契約年月 : 2013年8月
契約者（＝保険料負担者）・被保険者 : Aさん
死亡保険金受取人 : 妻Bさん
満期保険金受取人 : Aさん
満期保険金額 : 350万円
正味払込保険料 : 330万円

[一時所得の課税方法]

課税方法	総合課税	生命保険の一時金、賞金や懸賞当せん金などの所得
	源泉分離課税	保険・共済期間が5年以下の一定の一時払養老保険や一時払損害保険の所得など(金融商品となり20.315%の課税)

本問の一時払養老保険は契約時から10年ですので、一時所得として総合課税となります。

3)適切

給与所得および退職所得以外の所得金額の合計が20万円を超える場合、確定申告が必要となります。

したがって正解は、2

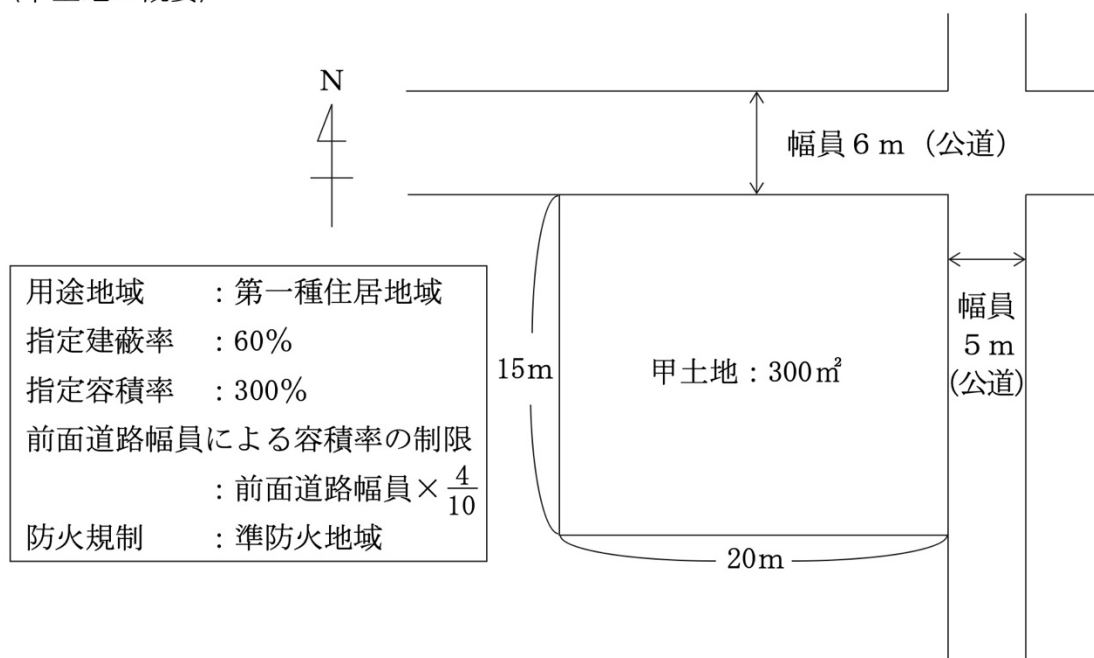
【第4問】 次の設例に基づいて、下記の各問《問10》~《問12》に答えなさい。

《設 例》

Aさん（65歳）は、12年前に父親の相続により取得した自宅（建物およびその敷地である甲土地）を所有している。Aさんが居住する自宅の建物は、父親が40年前に建てたものであり、Aさんは老朽化した自宅での生活に不便さを感じている。Aさんは自宅を売却し、駅前のマンションを購入して移り住むことを検討している。

先日、Aさんが知り合いの不動産会社の社長に相談したところ、「甲土地は最寄駅に近く、都心へのアクセスもよい。賃貸マンションの経営を含め、有効活用を検討してみてはどうか」とアドバイスを受けた。

〈甲土地の概要〉



- ・ 甲土地は、建蔽率の緩和について特定行政庁が指定する角地である。
- ・ 指定建蔽率および指定容積率とは、それぞれ都市計画において定められた数値である。
- ・ 特定行政庁が都道府県都市計画審議会の議を経て指定する区域ではない。

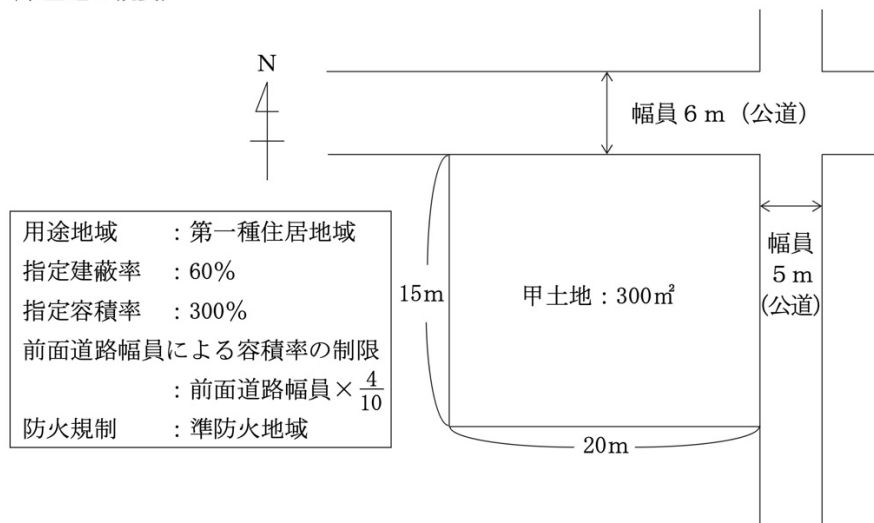
※上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問10》 甲土地に耐火建築物を建築する場合の①建蔽率の上限となる建築面積と②容積率の上限となる延べ面積の組合せとして、次のうち最も適切なものはどれか。

- | | | | | |
|----|---|-------------------|---|-------------------|
| 1) | ① | 210m ² | ② | 720m ² |
| 2) | ① | 210m ² | ② | 900m ² |
| 3) | ① | 240m ² | ② | 720m ² |

【答え】

〈甲土地の概要〉



・ 甲土地は、建蔽率の緩和について特定行政庁が指定する角地である。

① 建蔽率の上限となる建築面積

● 建築面積の上限(最大建築面積)=敷地面積×建ぺい率

[建ぺい率の上限が緩和される場合]

防火地域内にある耐火建築物	プラス10%
準防火地域の耐火・準耐火建築	プラス10%
特定行政庁が指定する角地	プラス10%
建ぺい率が80%とされている地域内で、防火地域内になる耐火建築物	建ぺい率100 (建ぺい率の制限なし)

[本問の場合]

建蔽率=指定建蔽率 60%+10%+10%=80%

● 建築面積の上限=300 m²×80%=240 m²

① 建蔽率の上限となる建築面積は240m²となります。

② 容積率の上限となる延べ面積

容積率は、敷地面積に対する延べ面積(各階の床面積の合計)の割合のことを言います。

[計算式]

延べ面積=敷地面積×容積率

[容積率の制限]

容積率は、前面道路の幅員によって制限を受けます。

前面道路が2つ以上ある場合は、最も幅の広いものが道路の前面道路となります。

[前面道路の幅員による容積率]

・前面道路の幅員が12m以上の場合の容積率は「指定容積率」となります。

・前面道路の幅員が12m未満の場合の容積率

住居系用途地域・・・前面道路の幅員×4/10

その他の用途地域・・・前面道路の幅員×6/10

12m未満の場合は、「指定容積率」と「前面道路の幅員×法定乗数(4/10または6/10)」のいずれか、小さい方が限度となります。

[本問の場合]

$6\text{m} \times 4/10 = 240\%$

指定容積率は300%で、小さい方を限度としますので240%となります。

延べ面積の上限= $300\text{m}^2 \times 240\% = 720\text{m}^2$

② 容積率の上限となる延べ面積は、 **720m^2**

したがって正解は、3

《問11》 自宅(建物およびその敷地である甲土地)の譲渡に関する以下の文章の空欄①~③に入る語句の組合せとして、次のうち最も適切なものはどれか。

i)「Aさんが駅前のマンションに転居し、その後、居住していない現在の自宅を譲渡する場合に、『居住用財産を譲渡した場合の3,000万円の特別控除の特例』の適用を受けるためには、Aさんが居住しなくなった日から(①)を経過する日の属する年の12月31日までの譲渡であること等の要件を満たす必要があります」

ii)「Aさんが『居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例』の適用を受ける場合、課税長期譲渡所得金額が6,000万円以下の部分について軽減税率が適用されます。本特例の適用を受けるためには、譲渡した年の1月1日において譲渡した居住用財産の所有期間が(②)を超えていなければなりません。なお、本特例と『居住用財産を譲渡した場合の3,000万円の特別控除の特例』は併用して適用を受けることが(③)」

- | | | |
|---------|-------|---------|
| 1) ① 3年 | ② 10年 | ③ できます |
| 2) ① 5年 | ② 10年 | ③ できません |
| 3) ① 5年 | ② 20年 | ③ できます |

【答え】

①

〔居住用財産の3,000万円の特別控除〕

居住用財産を譲渡して利益が出た場合、譲渡所得の金額から最高3,000万円の控除を受けることができます。

●適用要件

- ・自己の居住用財産の譲渡であること
- ・譲渡した相手が親族や同族会社などに譲渡した場合は適用できない。
- ・居住しなくなった日から3年目の年の12月31日までに譲渡していること
- ・前年、前々年にこの特例を受けていないこと
- ・前年、前々年に「特定の居住用財産の買替え特例」「譲渡損失の繰越控除の特例」を受けていないこと(3年に1回可能)

②

〔居住用財産の軽減税率の特例〕

要件を満たしている場合に、居住用財産の3,000万円の特別控除を受けた後で、軽減税率の特例を受けることができます。

●適用要件

- ・譲渡した年の1月1日時点で、所有期間が10年を超えていること
- ・居住用財産の3,000万円の特別控除と同じ適用要件を満たしていること。

③

「3,000万円の特別控除」と「軽減税率の特例」は併用可能です。

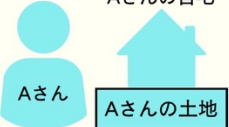
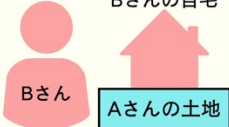
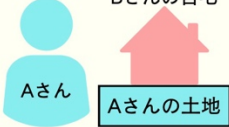
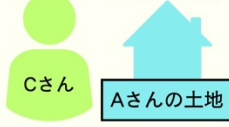
したがって正解は、1

《問12》 甲土地の有効活用に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

- 1) 「Aさんが甲土地に賃貸マンションを建築した場合、相続税の課税価格の計算上、甲土地は貸宅地として評価されます」
- 2) 「Aさんが甲土地に賃貸マンションを建築した場合、甲土地に係る固定資産税の課税標準を、住宅1戸につき200m²までの部分(小規模住宅用地)について課税標準となるべき価格の6分の1の額とする特例の適用を受けることができます」
- 3) 「Aさんが金融機関から融資を受けて、甲土地に賃貸マンションを建築した場合、Aさんの相続における相続税額の計算上、当該借入金の残高は、原則として、債務控除の対象となります」

【答え】

1)不適切

 Aさんの自宅 Aさん Aさんの土地	自用地 (土地の所有者が自己で使用している土地)	自用地評価額= 路線価×奥行価格補正率×地積
 Bさんの自宅 Bさん Aさんの土地	借地権 (借地権が設定されている土地を借りて使用する権利) ※Bさんが借りる権利	借地権評価額= 自用地評価額×借地権割合
 Bさんの自宅 Aさん Aさんの土地	貸宅地 (借地権が設定されている宅地) ※Aさんの土地→貸宅地	貸宅地評価額= 自用地評価額×(1-借地権割合)
 Aさんの貸家 Cさん Aさんの土地	貸家建付地 (自己所有の土地に自己所有の貸家が建っていること) Aさんの貸家にCさんが借りて住んでいる	貸家建付地評価額= 自用地評価額×(1-借地権割合×借家権割合×賃貸割合)

[本問の場合]

自己所有の土地に自己所有の賃貸マンションを建てる場合は、**貸家建付地**として評価します。

2)適切

[住宅用地に係る固定資産税]

住宅用地の課税標準の特例	・小規模住宅用地(200㎡以下の部分) 固定資産税=課税標準×1/6×税率1.4%
	・一般住宅用地(200㎡超の部分) 固定資産税=課税標準×1/3×税率1.4%

小規模住宅用地 200 ㎡以下の部分については、課税標準が **6 分の 1** になる特例です。

3)適切

相続税の債務控除とは、被相続人が残した債務(借入金など)は相続財産から、控除することができます。

	控除できる	控除できない
債務	・金融機関からの借入金 ・未払いの医療費 ・未払いの税金 ・水道光熱費などの公共料金等の未払い	・墓地・墓石・仏壇・仏具などの非課税財産に係る未払金
葬式費用	・通夜・葬式・火葬・納骨費用・告別式	・香典返戻費用 ・法要費用

金融機関からの借入金は債務控除の対象となります。

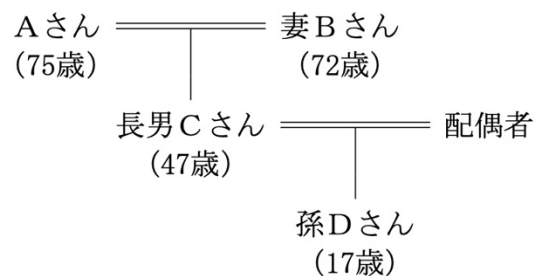
したがって正解は、1

【第5問】 次の設例に基づいて、下記の各問《問13》~《問15》に答えなさい。

《設 例》

Aさんは、妻Bさんとの2人暮らしである。長男Cさんは、妻と高校生の長女Dさんとの3人で隣県にある賃貸マンションに住んでいる。Aさんは、長男Cさん家族の生活資金や孫Dさんの学費について面倒を見てやりたいと思っており、現金の贈与を検討している。

〈Aさんの親族関係図〉



〈Aさんの主な所有財産（相続税評価額）〉

現預金	:	6,000万円
上場株式	:	1,500万円
自宅（敷地300㎡）	:	7,000万円（注）
自宅（建物）	:	300万円

（注）「小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例」適用前の金額

※上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問13》「直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税」(以下、「本制度」という)に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

- 1) 「本制度の適用を受けた場合、受贈者1人につき1,500万円までは贈与税が非課税となります。ただし、学習塾などの学校等以外の者に対して直接支払われる金銭については500万円が限度となります」
- 2) 「Aさんからの資金援助について、孫Dさんが本制度の適用を受けるためには、教育資金の贈与を受けた年の前年分の長男Cさんの所得税に係る合計所得金額が1,000万円以下でなければなりません」
- 3) 「受贈者である孫Dさんが22歳到達年度の末日に達すると、教育資金管理契約は終了します。そのときに、非課税抛出額から教育資金支出額を控除した残額があるときは、当該残額は受贈者のその年分の贈与税の課税価格に算入されます」

【答え】

1) 適切

本問の通り

受贈者1人につき1,500万円までは贈与税が非課税となり、学校等以外の者に対しては500万円が限度となります

2) 不適切

適用を受ける受贈者は、前年の合計所得金額が1,000万円以下でなければなりません。

本問では長男Cさんではなく、適用を受ける孫Dさんの合計所得金額で判定されます。

3) 不適切

原則、受贈者が30歳になると教育資金管理契約が終了します。

本問では22歳と説明されていますので、不適切となります。

したがって正解は、1

《問14》 仮に、長男Cさんが暦年課税(各種非課税制度の適用はない)により、2024年中にAさんから現金600万円の贈与を受けた場合の贈与税額は、次のうちどれか。

- 1) 68万円
- 2) 82万円
- 3) 90万円

〈資料〉 贈与税の速算表（一部抜粋）

基礎控除後の課税価格			特例贈与財産		一般贈与財産	
			税率	控除額	税率	控除額
万円超	万円以下					
	～ 200		10%	—	10%	—
200	～ 300		15%	10万円	15%	10万円
300	～ 400		15%	10万円	20%	25万円
400	～ 600		20%	30万円	30%	65万円
600	～ 1,000		30%	90万円	40%	125万円

【答え】

[贈与税の基礎控除]

贈与税は、その年の1月1日から12月31日までの1年間に贈与を受けた財産の価額の合計額から暦年課税にかかる基礎控除額110万円を差し引いた残りの額に対してかかります。

[贈与税の計算]

(課税価格-贈与税の基礎控除110万円×税率-控除額

・特例贈与

直系尊属から、その年の1月1日において18歳以上に直系卑属に贈与

・一般贈与

特例贈与以外の贈与

[本問の場合]

600万円-110万円=490万円

490万円×20%-30万円=68万円

したがって正解は、

《問15》 現時点(2024年1月28日)において、Aさんの相続が開始した場合に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1) 「妻Bさんが『配偶者に対する相続税額の軽減』の適用を受けた場合、妻Bさんが相続により取得した財産の額が、配偶者の法定相続分相当額と1億6,000万円とのいずれか多い金額を超えない限り、妻Bさんが納付すべき相続税額は算出されません」

2) 「妻Bさんが自宅の敷地と建物を相続し、『小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例』の適用を受けた場合、自宅の敷地(相続税評価額7,000万円)について、相続税の課税価格に算入すべき価額は、1,400万円となります」

3) 「相続税の申告書は、原則として、相続の開始があったことを知った日の翌日から4カ月以内に被相続人であるAさんの死亡時の住所地を所轄する税務署長に提出しなければなりません」

【答え】

1) 適切

相続税の配偶者控除額は、配偶者が相続した遺産のうち課税対象となるものの額が1億6,000万円までであれば課税されません。また、1億6,000万円を超える場合は、配偶者の法定相続分までであれば課税されません。

2) 適切

〈Aさんの主な所有財産（相続税評価額）〉

現預金 : 6,000万円
上場株式 : 1,500万円
自宅（敷地300㎡） : 7,000万円（注）
自宅（建物） : 300万円

（注）「小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例」適用前の金額

[小規模宅地の特例]

区分		限度面積	減額割合
居住用	特定居住用宅地	330㎡	80%
事業用	特定事業用宅地	400㎡	
	特定同族会社事業用宅地		
		貸付事業用宅地	200㎡

[本問の場合]

7,000 万円×80%=5,600 万円

7,000 万円-5,600 万円=1,400 万円

3) 不適切

相続税の申告書は、相続の開始があったことを知った日の翌日から 10 カ月以内に提出しなければなりません。

したがって正解は、3

—終—